



不燃化特区支援制度がより使いやすく！！

平成26年度に創設された「不燃化特区」の助成制度が改正されました。老朽建築物の除却や建て替えをお考えの皆さん、是非ご活用ください。他にも助成メニューがあります。区までお問い合わせください(問合せ先は下記にあります)。



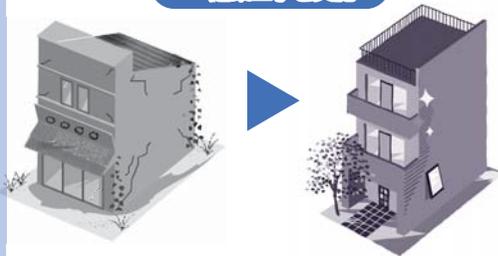
※支援期間：平成32年度まで

除却費用の助成金限度額が増額されました

除却費用の上限金額が2万2千円/㎡から、

2万4千円/㎡に増額 されました。

申請者が除却工事
・建築工事を実施



助成内容

除却費用

全額助成

上限金額：2万4千円/㎡
延べ面積：1,000㎡まで

不燃化建築物の設計費および工事監理費

一部を助成

建物の固定資産税・都市計画税

5年間 全額減免

助成要件

助成対象者

不燃化建築物の建築主

助成対象建築物

老朽木造建築物：木造、築15年以上経過
(準耐火・耐火建築物除く)
不燃化建築物：準耐火・耐火建築物
(建物用途は問いません)

- ・住宅以外も対象になります！
- ・居住していない建物も対象となります！
- ・建物所有者以外でも、助成対象者となります！

町屋二・三・四丁目にお住まいの方等で、町屋二・三・四丁目の防災まちづくりに興味があり、協議会にご参加されたい方は、下記連絡先へご連絡ください。



【お問い合わせ】

荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課 (区役所北庁舎 2階⑭窓口)

Tel 3802-3111 (内線 2828) 担当：松田, 仲野

平成 28 年度の取り組みについて



第1回防災まちづくり協議会の様子

「町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会」では、様々な防災まちづくりの取り組みを進めています。

平成 28 年度の「第一回防災まちづくり協議会(7月6日実施)」において、今年度の取り組み内容について協議し、以下の取り組みを中心に活動することとなりました。

協議会の活動に関する意見や希望がありましたら、ぜひお寄せください。

地区内における 防災上の課題の検討

昨年度からの検討を踏まえ、ハードとソフトの両面から地区の防災まちづくりについての取り組みを進めます。

【ハード】

まちづくりルール等について、継続して検討します。

【ソフト】

「消防車の細街路走行実験」を実施します。

(内容については裏面をご覧ください)

地域行事での事業の 周知と啓発

町会役員会、地域の集会等において事業の紹介、推進を図ります。



防災・減災 まちづくりフォーラム

12月3日予定
サンパール荒川にて開催予定(詳細は決定次第お知らせいたします)



消防車の細街路走行実験を行います！！

町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会では、平成28年度の取り組みとして、「消防車の細街路走行実験」を、消防署、町会の協力のもと実施します。第1回まちづくり協議会での検討を踏まえ、以下の内容で進行していく予定です。

1 開催の目的

- 消防車の走行実験を行うことで、災害時における道路の大切さへの理解を深める場とします。
- 消防車の進入時の課題を確認することで、自助と共助による防災意識の向上につなげます。
- 実施結果は昨年度から進めてきたまちづくりルールの検討材料としていきます。

2 開催日時

日時：10月15日(土) ※時間未定、荒天順延
主催：町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会 協力：尾久消防署

詳細は確定次第、地域のみなさまにお知らせします。本実験は、地域のみなさまも参加できます。お誘いあわせのうえお越しください。

3 走行実験

細街路の多いこの地域において消火栓位置まで消防車がどのように進入できるか走行実験を行います。

※災害時、幅員6m以上の道路から半径140m離れた区域が消防活動困難区域とされています。



他地区の消防車走行実験例(足立区)

協議会の取り組みをお知らせしていきます！

協議会で行う取り組みや成果について、町屋二・三・四丁目地域の皆様にもお知らせしていきます。

昨年度は町屋二・三・四丁目地区の各町会役員会のお借りし、「延焼シミュレーション」の実演、助成制度の概要説明を行いました。



事業PRの様子(荒川区大門町会)

住まいの相談会を実施します

住まいの建替え等の各種相談にお応えする「住まいの相談会」を今年度も開設します。建替えや、不動産の権利に関することなど、お気軽にお立ち寄りください。事前にお問い合わせ先にご連絡頂けると当日のご案内がスムーズになります。ご予約のない方はお待ち頂く場合がございますので、予めご了承ください。

平成28年
① 7月22日(金)
午後7時～9時30分
※受付は午後6時45分から午後8時30分まで
② 7月23日(土)
午前9時30分～12時
※受付は午前9時15分から午前11時まで
センターまぢや
(荒川7-50-9)
4階会議室B



☆開催時間の間、自由に入出できます☆

冒頭にミニ講座「住まいのお悩みにズバリお答えします！ ～きっと役立つQ&Aのご紹介～」を開催します！(30分程度)



今回は、これまでの相談会の中で、特に多く見られるお悩みについて取り上げ、解決策の一例をアドバイス形式でご紹介します。借地や不動産相続、資金繰り等にお困りの方は、参考になるかと思えます。是非、この機会にいらしてみてください。

相談内容の一部をご紹介します

質問



借地に老朽木造建築物を所有しており、賃貸住宅に建替えようと考えています。どのようなことを考えておくべきですか？



老朽木造建物を、法人名義で、所有しているのですが、除却の助成制度の対象になりますか？

回答

借地の場合、土地を買取ることも検討してみてはいかがでしょうか？まちづくり専門家派遣制度を活用して、事業収支を含めて、課題を明確しておくことをお勧めします。

建物所有者が法人の場合でも、大企業※でなければ助成の対象になります。除却費用の上限が更に拡充していますので、是非ご活用を検討ください。



※大企業：中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条第1項に規定する中小企業者以外の企業者

「住まいの相談会」の今後の開催予定

下記日程にて、住まいの相談会を開催します。詳細については、ホームページやチラシにて、随時ご案内いたします。※開催日、会場は変更となる場合があります。

日時	平成28年(予定)		平成29年(予定)	
	9月16日(金) 17日(土)	11月11日(金) 12日(土)	1月13日(金) 14日(土)	3月3日(金) 4日(土)
場所	アクト21	センターまぢや	アクト21	センターまぢや